

熊本市国保料 家族4人(父42歳、母40歳、子16歳、子13歳)

	給料65万円	給料98万円	給料115万円	給料166万円	給料240万円	給料316万円	給料367万円	給料443万円	給料500万円	給料568万円		給料650万円	給料1230万円	給料2300万円
	所得0万円	所得33万円	所得50万円	所得100万円	所得150万円	所得200万円	所得240万円	所得300万円	所得350万円	所得400万円		所得500万円	所得1000万円	所得2000万円
支払保険料	55,920	55,920	114,110	175,610	293,030	391,800	441,000	514,800	576,300	637,800		690,000	690,000	690,000
所得率		0.17	0.23	0.18	0.20	0.20	0.18	0.17	0.16	0.16		0.14	0.07	0.03

事例、小学生の1人世帯で、年間17775円

\* 資格証明書発行の条件

国民健康法の基準により、公費負担医療の受給者を除き、特別な事情がない1年以上の保険料長期滞納世帯。  
 ただし、本市が行う福祉医療制度の母子医療、乳幼児医療、重度身体障がい者医療助成の受給者は公費負担による保険証を交付。

\* 資格証明書発行世帯に含まれる子供の数

乳幼児1人、小学生10人、中学生13人、高校生29人。 保険証の未交付はなし。

\* 短期保険証発行の条件

基準月(9月、12月、3月、6月)からさかのぼって過去2年間の賦課額に対する納付額の割合が10%未満に3ヶ月証、10%以上70%未満に6ヶ月証、70%以上に12ヶ月証(1年証)と定めている。

\* 現在の短期保険証の留置件数と現時点の件数

未回答